

花巻市市民参画・協働推進委員会（第7回）会議録

日時 平成30年2月19日（月）午前10時～午前11時30分
場所 花巻市役所本庁舎3階 302・303会議室
出席者 委員出席者 10名 佐藤良介（委員長・花巻商工会議所副会頭）、土田和長（副委員長・富士大学経済学部教授）、高橋照幸（花巻市社会福祉協議会常務理事）、柳田秀雄（花巻市校長会）、千葉恵子（花巻市地域婦人団体協議会副会長）、葛巻徹（花巻市民活動ネットワーク協議会事務局長）、川村美代子（亀ヶ森地区コミュニティ会議）、伊藤成子（八幡まちづくり協議会）、竹村洋子（成島地区コミュニティ会議）、板垣武美（公募委員）
委員欠席者 3名 佐藤道輝（花巻農業協同組合企画管理部企画広報課長）、小松原範子（花巻市老人クラブ連合会女性委員長）、箱崎陽介（花巻青年会議所直前理事長）
市側出席者 5名 市村律（地域振興部長）、佐藤多恵子（地域づくり課長）、佐々木彰子（地域づくり課長補佐）、上山亜貴（地域づくり課市民協働係長）藤原隆志（地域づくり課上席主任）
説明員 2名 藤原睦（石鳥谷総合支所地域振興課長）、菊池剛史（石鳥谷総合支所地域振興課上席主任）
傍聴等 なし

- 次第
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 報告
 - (1) 市民参画計画の中止について
 - ・南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針
 - (2) 市民参画対象外・除外の計画・条例等について
 - 4 審議
「市政への市民参画ガイドライン」見直しについて
 - 5 閉会

1 開会 （開会 午前10時）

事務局（上山係長） 開会に先立ち、委員会成立の御報告をいたします。本日は、花巻市市民参画・協働推進委員会委員13名のうち10名の御出席をいただいております。花巻市市民参画・協働推進委員会規則第5条の規定により、半数以上の委員が出席しておりますので、委員会は成立いたしておりますことを御報告いたします。また、本委員会は、花巻市審議会等の会議の公開に関する指針により、公開する会議となります。会議を傍聴する方がある場合はこれを認めること、また会議資料及び議事録を市ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

それでは、ただいまより第7回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。初めに、佐藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

佐藤委員長 皆さん、おはようございます。本日は御多用の中しかも悪天候の中、第7回市民参画・協働推進委員会に御出席いただきましてありがとうございます。立春も過ぎて春間近という季節でございますが、今年は寒波に襲われ非常に寒く雪の日が続いており春が待ち遠しいという感じがしております。花巻市の除雪費の予算も当初3億円を計

上していましたが、既に4億円を超えているということです。

本日の議題ですが、報告事項として(1)市民参画計画の中止について、平成29年8月21日に当委員会で事前評価をいたしました南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針の中止について、担当課の方に御報告いただきます。次に(2)市民参画対象外・除外の計画・条例等について27件ございますので順次御説明申し上げ御質問などお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。その後、審議として市政への市民参画ガイドラインの見直しについてとなります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。終了は12時の予定としております。スムーズに委員会を進行したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局(上山係長) ありがとうございます。委員会規則第4条第2項により、議長は委員長となります。よろしく願いいたします。

3 報告

佐藤委員長 報告でございますが、初めに(1)市民参画計画の中止ですが、南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針の策定中止について石鳥谷総合支所地域振興課から御報告をお願いします。

石鳥谷総合支所地域振興課(藤原課長) 結論から申し上げますが、南部杜氏伝承館のリニューアルのみならず道の駅石鳥谷全体の施設再編基本構想、基本計画を策定すると政策自体を大きく変更したことから、今般の基本方針の市民参画を中止したものでございます。その経緯について御説明いたします。南部杜氏伝承館リニューアルにつきましては、平成29年市長施政方針でリニューアルを進めることとしその進め方を検討し、まずは基本方針の策定ということで8月の市民参画・協働推進委員会にお諮りし、翌9月の同委員会において若干のスケジュール変更を行ったところでございます。昨年9月24日に予定どおり南部杜氏伝承館リニューアル市民ワークショップを石鳥谷生涯学習会館において開催し15名の参加者のもと約200の付箋、御意見を頂戴したところであります。結果公表は10月に市のホームページに振り返り資料として公表し、併せて計画にはございませんでしたが、石鳥谷図書館市民ギャラリーでワークショップ成果物の企画展示を行ったところであります。ここまでを市民参画計画書どおり実施したものでございます。その後、南部杜氏伝承館リニューアルに関連して専門家から意見を聴く機会がございました。筑波大学特任教授で一般財団法人日本みち研究所の石田理事長、同研究所研究員の皆さんと意見交換をさせていただき、日本みち研究所の皆様には道の駅石鳥谷にも実際にお越しいただいたところでございます。日本みち研究所は全国道の駅連絡会の事務局を担うなど道の駅の情報が集積しており国や地方自治体の道路や道の駅のコンサルを行っている法人であります。日本みち研究所のアドバイスは道の駅全体にわたる内容でございました。このような結果を踏まえて、今後は道の駅全体について考え方をまとめるべく、次年度は道の駅石鳥谷基本構想、基本計画を策定することで政策を変更したものでございます。皆様方のお手を煩わせてしまいましたことに対しましてお詫び申し上げます。

佐藤委員長 ただいま、石鳥谷総合支所地域振興課の藤原課長より説明がございました。8月21日の市民参画・協働推進委員会で事前評価を行いました。その後南部杜氏伝承館リニューアルにつきましては、道の駅石鳥谷施設再編整備検討事業として新たな構想のもと行われるということで、市民参画計画の中止をしたということです。皆様方から御質問がありましたら、お受けしたいと思います。

板垣委員 南部杜氏伝承館のみならず道の駅石鳥谷の全体的な構想に切り替えて再検討すると理解いたしました。次年度以降のスケジュールは現時点でだいたいまとまっているのでしょうか。今後のスケジュールなどをお伺いしたいと思います。

石鳥谷総合支所（藤原課長） 具体的には確定しておりませんが、基本構想、基本計画の策定、検討委員会、庁内ワーキングの開催、パブリックコメントなどを考えております。その後、基本設計、実施計画設計、各施設の改修工事という形で進めていこうと考えております。

板垣委員 仕切り直しということだと思います。ワーキンググループ、検討委員会の開催、パブリックコメントを行うとのことですが、これは改めて、市民参画・協働推進委員会において適当な時期を見て事前評価を受けるということではないのでしょうか。

石鳥谷総合支所（藤原課長） 市民参画の実施につきましては、必要に応じて委員会にお諮りする予定であります。

佐藤委員長 当初の計画では、平成 31 年度に改修、開館・記念式典という予定でしたが、これは動かさないということですか。

石鳥谷総合支所（藤原課長） 若干、後にずれこむかと思われま。

佐藤委員長 その他に、御質問、御意見はございますか。

葛巻委員 南部杜氏伝承館リニューアル市民ワークショップに参加された方からの意見は、何らかの形で反映されるのでしょうか。

石鳥谷総合支所（藤原課長） 非常に貴重な意見も出されましたので、無駄にすることなく全体の計画の中に反映していきたいと考えております。

佐藤委員長 他には、ございませんか。

（発言する者なし）

佐藤委員長 ただいま御説明のありましたとおり南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針の市民参画計画については、中止ということでございます。道の駅石鳥谷施設再編整備検討事業の基本構想、基本設計について固まった時点で再度、市民参画の計画をするということですので、よろしく願いいたします。

それでは、次に（2）市民参画対象外・除外の計画・条例等ということで、27 件ございます。事務局より御説明をお願いしたいと思います。初めに、No. 1、花巻市大瀬川辺地に係る総合整備計画、No. 2、花巻市鉛辺地に係る総合整備計画の変更について、No. 3、花巻市南成島辺地に係る総合整備計画の変更について、以上 3 件について、説明をお願いいたします。

事務局（上山係長） （資料に基づき説明）

佐藤委員長

大瀬川、鉛、南成島の辺地に係る総合整備計画あるいは変更についてですが、何か御質問はございますか。

板垣委員

質問というより意見ですが、No. 1の花巻市大瀬川辺地に係る総合整備計画ですが、私は当該辺地に住んでおりますので非常に強い関心を持ってこの計画を見ました。2月1日に石鳥谷地域協議会に諮問されましたが、私は石鳥谷地域協議会委員という立場もあり詳しく説明を受けました。花巻市大瀬川辺地に係る総合整備計画では5,200万円ほどの予算で消防屯所の整備、ポンプ車両の更新、消火栓2か所を設置することで地域住民としては大変有り難いお話ですが、地域住民はこの計画について一切知らされていませんでした。このことについて、私は石鳥谷地域協議会で質問しましたが、あくまでも財政上優遇される辺地債を活用して新市建設計画、総合計画に掲載していた事業を早期に実現するという説明でした。そのことについては十分理解しましたが、やはり地域住民に具体的な話をしておくべきではなかったかと強く感じた次第であります。二点目は花巻市鉛辺地に係る総合整備計画の変更についてですが、石鳥谷地域協議会に出された参考資料に鉛辺地の計画についても若干資料がございましたので、そちらを拝見いたしましたところ、当初の計画では300万円ほどの消防設備整備だったものが50倍に計画変更され1億5千万円の予算規模となっています。内容は鉛温泉スキー場のリフト改修あるいは圧雪車購入だったと思いますが、果たして鉛温泉スキー場のリフト改修、圧雪車の購入が本当に地域住民の皆さんの切実なる願いあるいは第一要望であったのかという疑問を持ちました。辺地債について調べてみましたら、色々なメニューがあり色々な活用が出来るものでした。新市建設計画や総合計画に載っていたものを前倒しで進めるという説明は十分な説得力はありますが、そこでもう一手間、二手間かけて地域住民に対して、こういう内容で実施したいけれどもどうですかという確認の手間をかけるべきだったのではないかと思った次第です。質問ではありませんが、このようなことを発言する機会がありませんので、あえてここで発言させていただきました。確かに整備地域を限定した実施計画ではありますが、まちづくり基本条例の制定趣旨からすれば地域住民への説明を一回することが、過重な手間で事務が遅延することにつながると思えません。まちづくり基本条例の制定趣旨を十分に考えていただいて対応していただきたかったと思いましたので、発言させていただきました。

佐藤委員長

整備地域を限定した実施計画ということで地域協議会の審議を経たということですが、もっと当該地域住民への周知徹底を図り意見を吸い上げるべきではないかという意見がありました。

板垣委員

付け加えますが、大瀬川地域コミュニティ会議でもこのことについて何も聞かされていなかったですし、消防関係者も平成30年度の事業でやることを全く知らなかったです。うれしい驚きですが、少しひっかかるものがありましたのであえて発言しました。

佐藤委員長

御意見として、お伺いしたいと思います。

次にNo. 4、花巻市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例、No. 5、花巻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止、以上2点の説明をお願いいたします。

事務局（上山係長） （資料に基づき説明）

佐藤委員長 法令の一部改正に基づく新教育長制度移行に伴う所要の改正であるため市民参画対象外とのことですが、この新教育長制度への移行について、御説明をお願いします。平成 30 年 4 月 1 日から移行するということです。

事務局（上山係長） 新教育長制度への移行については、平成 27 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正がございまして、新教育長制度について規定されました。今回、教育長の任期満了に合わせまして花巻市も平成 30 年度から新教育長制度へ移行となります。現在の教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置が大きな改正点となります。また、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することとなりましたが、こちらは既に設置済みでございます。

佐藤委員長 現在、教育委員会には、教育委員長、教育長がいらっしゃいますが、教育委員長がなくなり新教育長に一本化するということです。教育委員は 5 人選任されるということのようです。これに伴う改正ということですが、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

佐藤委員長 次に、No. 6、花巻市財政調整基金条例の一部を改正する条例、No. 7、花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、No. 8、花巻市入湯税の課税の特例に関する条例を廃止する条例、No. 9、花巻市新事業創出基盤施設条例の一部を改正する条例、No. 10、花巻市生産性向上の実現のための臨時措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例について、説明をお願いいたします。

事務局（上山係長） （資料に基づき説明）

佐藤委員長 No. 6 から No. 10 まで、御質問はありますか。

（発言する者なし）

佐藤委員長 No. 11、花巻市廃棄物処理等手数料条例の一部を改正する条例、No. 12、花巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例、No. 13、花巻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、No. 14、花巻市下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例、No. 15、花巻市特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例、以上 5 件につきまして説明をお願いいたします。

事務局（上山係長） （資料に基づき説明）

佐藤委員長 No. 11 から No. 15 まで、御質問はありますか。

No. 11 につきましては、今まで大迫町、石鳥谷町のし尿等は紫波、稗貫衛生処理組合が処理しておりましたが、紫波、稗貫衛生処理組合が平成 30 年度末で解散するということで、平成 30 年の 4 月 1 日からは北上地区広域行政組合の処理施設で処理するということのことのようです。

(発言する者なし)

佐藤委員長

No. 16、花巻市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例、No. 17、花巻市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例、No. 18、花巻市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例、No. 19、花巻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、以上、4件について、説明をお願いいたします。

事務局（上山係長）

(資料に基づき説明)

佐藤委員長

No. 16 から 19 まで、御質問はありますか。
高橋委員、何かありますか。

高橋委員

どうしても、福祉関係の条例は名称に同じような言葉が続いて長くなってしまい、分かりづらい部分がありますね。

佐藤委員長

他に、質問はありませんか。

(発言する者なし)

佐藤委員長

それでは No. 20、花巻市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例、No. 21、花巻市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、No. 22、花巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例、No. 23、花巻市国民健康保険直営診療施設条例の一部を改正する条例、以上 4 件について、説明をお願いいたします。

事務局（上山係長）

(資料に基づき説明)

佐藤委員長

以上 4 件について、御質問はありますか。
No. 23、花巻市国民健康保険直営診療施設条例の一部を改正する条例については、国民健康保険花巻市石鳥谷医療センターという正式名称のうち国民健康保険という言葉を削除するというものです。

(発言する者なし)

佐藤委員長

では次に、No. 24、花巻市手数料条例の一部を改正する条例、No. 25、花巻市火災予防条例の一部を改正する条例、No. 26、花巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、No. 27、花巻市立保育所設置条例の一部を改正する条例、以上 4 件について、御説明をお願いいたします。

事務局（上山係長） （資料に基づき説明）

佐藤委員長 No. 25 について、議会提案は平成 30 年 12 月議会定例会、施行日は平成 31 年 4 月 1 日と記載されていますが、これは間違いはないですか。

事務局（佐々木補佐） はい。

佐藤委員長 それでは、以上 4 件について御質問はありますか。

板垣委員 No. 27 の内川目保育園の廃止についてお伺いします。大迫地域協議会への説明はあったようですが、保護者への説明は行われていますか。

事務局（上山係長） 昨年 10 月、12 月に内川目保育園の保護者会役員、内川目小学校 P T A 会長、内川目地区コミュニティ会議役員、各行政区長で構成する内川目保育園のあり方検討会を 2 回開催し意見を聴取したことを担当課より確認しております。

板垣委員 時代の趨勢もあり、色々な意見があったと思いますが内川目保育園の廃止について特に異論はなかったのでしょうか。

事務局（佐藤課長） 私は花巻市例規審査委員会の委員を務めておりますが、例規審査委員会でもこの点について担当課より説明がございまして、地域の方々からは異論はなかったと聞いてございます。

板垣委員 これは議会において、特別多数議決を要する案件になるのでしょうか。

市村地域振興部長 特別多数議決の対象となるのは下水道施設、学校の 2 つで 3 分の 2 以上の同意が必要ですが、保育園は対象になりません。公園、図書館、社会福祉施設は 3 年以上独占的に使わせる場合には議決が必要ですが、特別多数議決の対象ではありません。平成 29 年 4 月から日居城野保育園、南城保育園、湯本保育園の三園を民営化するにあたり条例改正をしましたが、特別多数議決ではなく通常の議決をいただきました。今の花巻市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例では、保育施設の廃止は特別多数議決の対象になりません。

板垣委員 分かりました。

佐藤委員長 他には、御質問はありますか。

（発言する者なし）

佐藤委員長 それでは、市民参画対象外・除外の計画・条例等について 27 件を終了いたします。次に審議、市政への市民参画ガイドライン見直しについてとなりますが、ここで 5 分ほど休憩を取ります。10 時 55 分から会議を再開いたします。

(休憩 午前 10 時 50 分)

(再開 午前 10 時 55 分)

4. 審議

佐藤委員長

会議を再開いたします。4の審議に入りたいと思います。市政への市民参画ガイドラインの見直しについて議題といたします。初めに事務局より説明をお願いします。

事務局（上山係長）

（資料に基づき説明）

佐藤委員長

ただいま、市政への市民参画ガイドライン、市政への市民参画ガイドライン運用マニュアルの改正案について説明がありました。初めにガイドラインの改正案について、御質問、御意見はございますか。

4-（5）審議会その他の附属機関における委員の公募に括弧書きで「（応募者がいない場合も含みます。）」とありますが、この部分はガイドラインではなく運用マニュアルへの記載で足りるのではないかと、より適切な表現があるのではないかと御意見がございましたので検討いたしまして、括弧書きの部分は削除したいということです。（6）-ア、関係団体等からの意見聴取では「（5）で公募枠を設けていない場合」とありますが、これを「審議会その他の附属機関で公募枠を設けていない場合」と明記するという事です。改正案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

土田委員

運用マニュアル改正案の（2）-イの改正部分「実施予定の市民参画の方法が2以上ある場合は」という表記について、2以上ない場合も想定されているのですか。この表記ですと、2以上ない場合も想定して2以上ある場合は全て記入する、2以上ない場合は記入しなくてもいいという解釈も出来ます。

市村地域振興部長

「市民参画の方法を全て記入する」と表記すればいいのではないかと御意見と理解しました。市民参画の方法は1つの方法でもいいと思われる可能性があるということですね。

土田委員

そのとおりです。誤読する場合もあるかもしれません。

佐藤委員長

市政への市民参画ガイドラインの改正案については、原案どおり御承認いただいたものといたします。

運用マニュアルの改正案については、土田委員から御指摘がありました。（2）-イの改正部分「実施予定の市民参画の方法が2以上ある場合は」とありますが、必ず2以上の方法を実施しなければならないという規定がありますので「2以上ある場合は」という表現は不要ではないかということです。

事務局（佐々木補佐）

土田委員の御指摘のとおりです。「実施予定の市民参画の方法全てについて記入します。」とし、「が2以上ある場合は、その」の部分を削除し修正いたします。

佐藤委員長

事務局より修正案が出されました。「実施予定の市民参画の方法が2以上ある場合は、その全てについて記入します。」を「実施予定の市民参画の方法全てについて記入します。」と修正したいとのことです。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長

市政への市民参画ガイドライン運用マニュアル新旧対照表の2ページ目にオ、審議会その他の附属機関における委員の公募に「応募者がいない場合も含みます。審議会その他の附属機関で公募枠を設けていない場合は、カ-関係団体等からの意見聴取になります。」と追記する改正案については、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長

特に異議がありませんので、原案のとおり御承認いただいたものといたします。

土田委員

委員長の御発言は「公募枠を設けていない場合」と最初に断っているのだから、その公募枠に応募者がいない場合も含むという補足説明は過剰ではないかという含みを持たせた御説明だったのでしょうか。

佐藤委員長

そうではありません。原案どおりでよろしいでしょうかということです。御意見がありましたら、お願いしますということです。

オ、審議会その他の附属機関における委員の公募に「応募者がいない場合も含みます。審議会その他の附属機関で公募枠を設けていない場合は、カ-関係団体等からの意見聴取になります。」と追記するというのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長

それでは、市政への市民参画ガイドライン運用マニュアル改正案についても、修正を行いまして御承認いただいたものといたします。

事務局（佐藤課長）

引き続きまして、市政への市民参画ガイドラインに係る意見につきまして継続審議としておりました案件の御説明をいたします。意見 No. 5 の市民参画の方法（4）ワークショップの実施につきまして、御意見は「現在、実施されているワークショップの内容は統一されたものではなく、不均一になっている。市民参画の方法として効果的に行うため、その内容について定義づけをすべきではないか。」ということでした。こちらにつきましては、ワークショップはその目的、また、参加者などにより様々な手法が求められていることから柔軟性を損なわないようガイドラインや運用マニュアルによる定義づけは現状では考えておりませんと検討したところです。市が主催するワークショップにつきましては、ファシリテーターを市職員が務めることで参加者の皆様に市の考えに誘導されるような印象を持たれることが危惧されることから、ファシリテーターにつきましては市民の方において職員は各グループにテーブルファシリテーターとして参加者の皆様がより御意見を出しやすくするような雰囲気づくりなどに努めているところでございます。しかしながら、まだまだ職員もテーブルファシリテーターなどのスキルが低い状態にありますので今年度もファシリテーターの養成研修を開催いたしました。来年度以降も引き続き研修会などを開催いたしまして職員もワークショップに関するスキルを高めていこうということで予定してございます。

引き続きまして、パブリックコメントに係る意見の No. 4、パブリックコメント（意見提出者に対する受付完了通知）については「パブリックコメントの意見提出者に対し、意見受付完了の通知を送付したほうがよいのではないか。」という御意見でござ

いました。意見受付完了通知につきましては、他市でも送付している事例が少ないということもありますが、検討の余地はあるものの現状では送付は考えていないということで、検討したところでございます。

佐藤委員長 市民参画の方法（４）ワークショップの実施、パブリックコメント（意見提出者に対する受付完了通知）について御説明がありました。
初めに、ワークショップについて御質問はありますか。

板垣委員 これは恐らく私の意見だと思います。おっしゃるとおり、ワークショップはやり方が一様ではないので内容の統一という変な話になってしまうと思います。上手にファシリテーションをしている方もいれば、少しおぼつかないような方もいるように見受けられるということで、このような意見を出したのだと思います。私が問題意識を持ったのは、ワークショップで生み出された成果物の取り扱いをきちんとしてほしいということです。ワークショップをやって終わりではなく、その成果が次のステージに引き継がれ生かされて条例や計画の熟度が高まるような取り扱いをしていただければいいなという気持ちです。

佐藤委員長 これに関して、葛巻委員、御意見はありますか。

葛巻委員 板垣委員がおっしゃることもそのとおりだと思いますが、市民ファシリテーターがワークショップに入る場合、事前に十分な打ち合わせをしていただきたいと思います。ワークショップの手法を知っている市民ファシリテーターが入る場合でも、市の御希望や考えもあるかと思いますが、事前に市民ファシリテーターと担当職員で話し合いをしたほうが、より良い成果を出せると思います。事前にこういった打ち合わせが必要だということを職員の方に伝えていただきたいと思います。

佐藤委員長 ファシリテーターを務める市民の方々と、担当職員の方と事前の打ち合わせをしてほしいということですね。

葛巻委員 どのようにワークショップを進めていくか話し合いをしていただいたほうが、参加した市民の満足度の高いものが出てくると思います。

佐藤委員長 それでは、御意見としてお伺いしたいと思います。

先ほど、南部杜氏伝承館リニューアル整備基本方針に係る市民参画計画中止の報告の際も話に出ましたが、ワークショップで出された成果を取り入れていただきたいということです。

市村地域振興部長 コミュニティ見直しの関係でも、昨年度は４地域それぞれ１地区ずつ、宮野目、好地、成島、外川目でワークショップを行いました。今年度も大瀬川などで行っています。昨年度のワークショップを振り返り、専門家からワークショップの成果がフィードバックされていないのではないか、フィードバックが大事であるというアドバイスがありました。皆さんの意見により、このようなことに取り組んだということワークショップの参加者にフィードバックすることで、意見を言うことで変わっていくことを理解していただくということもあります。先ほど、板垣委員がおっしゃったように、どのような話し合いをして、それがどのようにつながったかということワークショップの参加者の方にきちんとお伝えして、さらに住民の皆さんの参画を広げて意見を言えば実現するのだということを理解していただくことで対応してまい

りたいと考えております。

佐藤委員長 ワークショップについては、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長 パブリックコメントについては、御質問はございますか。意見提出者に対する受付完了通知については現状では送付を考えていないということです。
よろしいでしょうか。

板垣委員 これも私の出した意見だと思います。ある課で行ったパブリックコメントに意見を応募したところ、打ち捨てられたものがありました。どういう経緯でそうなったのかは分かりませんが、(例えば、インターネット上で)商品を購入すると確かに注文を受付したという連絡がメールで届きます。このように、パブリックコメントでも何月何日に応募のあった意見を確かに受付しましたという程度のものがあってもよいのではないかとということで意見を出しましたが、市役所がきちんと手続きを取って受付した意見が途中で見えなくなるというのは論外で、そういうことはないというのが前提です。今後、もし必要があれば検討していただくという程度でよろしいかと思いません。

佐藤委員長 これについては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長 市民参画報告書の様式ですが、先ほど説明のありましたように現行の様式では、計画等の策定日(制定日)、対象区分の記載欄がありませんでしたので市民参画報告書に明記するというので、より分かりやすくなるのではないかと思います。よろしいでしょうか。

市村地域振興部長 対象区分の欄は従前からあるものです。計画等の策定日(制定日)の位置に対象区分がありましたので、改正後に対象区分の欄の位置がずれるということです。

佐藤委員長 市民参画報告書の様式に、計画等の策定日(制定日)の欄を新たに設けるということです。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤委員長 皆さんのお手元に配付になっております「その他意見」「質問」の資料については、後ほどお目通しをいただきまして何かありましたら、担当課に直接お問い合わせいただくようお願いいたします。

それでは、市政への市民参画ガイドラインの見直しについては、ガイドラインの改正案は原案どおり承認いただき、運用マニュアルについては一部修正し御承認いただいたということで、審議を終了したいと思えます。

他に皆様から何かございますか。

(発言する者なし)

佐藤委員長 事務局から、何かありますか。

事務局（上山係長） 次回委員会の予定ですが、5月中旬から下旬位を予定しております。近くなりましたら、御案内を差し上げますので御出席をお願いいたします。

佐藤委員長 それでは、本日も長時間にわたり貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、第7回花巻市市民参画・協働推進委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

（閉会 午前11時30分）